(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

								(変更)
				資料番号	19		担当課	建築住宅課
法令名	宅地建物取引業法	根拠条項		68 条の2第	不利益処			士資格登録者の
	(2004)		2項	<u> </u>	分の種類	逖	录消除 	
(登録の消除)								
第六十八条の二 省略								
2 第十八条第一項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていないものが次の								
各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を								
消除しなければならない。								
一 第十八条第一項第一号から <mark>第八号まで又は第十二号</mark> のいずれかに該当するに至つたとき。								
二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。								
三 宅地建物取引士としてすべき事務を行い、情状が特に重いとき。								
1								